

新潟市消防局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年7月1日

新潟市消防局長 阿部 一彦

新潟市消防局訓令第11号

新潟市消防局庁舎管理規程の一部を改正する規程

新潟市消防局庁舎管理規程（平成19年新潟市消防局訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「おいて用いる用語は」を「おける用語を」に改め、同項第1号中「及び消防訓練場」を「、消防訓練場及びそれらの附属施設並びにそれらの敷地」に改め、同項第3号中「含む。以下同じ」を「含む。」に、「及び消防訓練場」を「、消防訓練場及びそれらの附属施設並びにそれらの敷地」に、「除く。以下同じ」を「除く。」に、「においては消防署長」を「及びそれらの附属施設並びにそれらの敷地においては消防署長」に改め、「出張所庁舎」の次に「及びそれらの附属施設並びにそれらの敷地」を加える。

第3条中「庁舎」を「庁舎等」に改める。

第4条第1項第1号中「行為。」を「行為」に改め、同項第2号中「行政事務上の必要性を認めた張り紙」を「はり紙」に、「を掲示」を「の掲示」に改め、「する行為。」を削り、同項第3号中「仮設、本設を問わず」を削り、「などを設置する行為。」を「の設置」に改め、同項第4号中「を行うこと。」を「の開催」に改め、同項第5号中「許可を必要と認めた場合。」を「必要と認める行為」に改め、同条第2項中「者は、」の次に「別記様式第1号による」を、「庁舎等使用許可願」の次に「（以下「許可願」という。）」を加え、同項ただし書中「第5項」を「第6項」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 庁舎管理者は前項の決定について許可をしたときは、許可願を提出した者に別記様式第2号による庁舎等使用許可証（以下「許可証」という。）を交付しなければならない。ただし、申請書の内容が軽易なものとして庁舎管理者が認める場合又は本条第2項ただし書

の規定により口頭をもって申請を受けた場合にあっては、口頭による通知をもって許可証の交付に代えることができる。

第5条第2号中「常軌を逸した」を削り、「や騒動、示威行為など」を「騒動、示威行為等」に、「妨害。」を「妨害」に改め、同条第4号中「職員」を「公務に支障が生じるおそれのある方法で職員」に改め、同条第5号中「行為。」を「行為」に改め、同条第7号中「前6項」を「前各号」に、「庁舎内」を「庁舎等」に、「行為。」を「行為」に改め、同号を同条第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 撮影、録音その他これらに類する行為（次に掲げる行為を除く。）

ア 市職員が業務上として行うもの

イ 市が開催する記者会見等において報道機関が行うもの

ウ 展示物及び掲示物の記録を目的に行うもの

エ 手続きを行う場合に提供が必要と認められるもの

オ 市職員が業務として審議会、審査会、研修会等で行うもの

カ 新潟市議会の業務において必要と認められるもの

キ 表敬訪問、視察、見学、集会等の記録を目的に行うもの

ク 上記のほか、市の業務として必要と認められるものであり、公務の円滑な遂行を妨げることや他人の権利を侵害するおそれがないもの

別記様式第1号中「庁舎等使用許可申請書」を「庁舎等使用許可願」に改める。

別記様式第2号中「第5条関係」を「第4条関係」に、「庁舎等管理者」を「庁舎管理者」に改め、「印」を削る。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。